法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-13

「満州国」における在満朝鮮人指導方針と「民族協和」

(出版者 / Publisher)
法政大学大学院　国際日本学インスティテュート専攻委員会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
国際日本学論叢 / 国際日本学論叢
(巻 / Volume)
6
(開始ページ / Start Page)
39
(終了ページ / End Page)
61
(発行年 / Year)
2009-03-18
(URL)
https://doi.org/10.15002/00003953

Hosei University Repository

「満州国」における在満朝鮮人指導方針と「民族協和」

政治学専攻博士課程二年
尹　虎

はじめに

かつて「満州国」[1]という国家があった。

一九三二年三月一日に中国東北地方に忽然と出現し、一九四五年八月一八日に皇帝愛新覚羅溥儀の退位宣言をもって姿を消した満州国の生命は、わずか一三年五ヵ月あまりに過ぎなかった。

満州国は軍事・外交をはじめ、内政・司法などが関東軍および日本人官吏により掌握された国家であり、国務総理や各部長の職は中国人が担当したが、実権は関東軍司令官と日系官吏が担うことになっていた。当時、国際連盟加盟

Hosei University Repository

国の多くは、「満洲地域は中華民国の主権下にあるべき」とする中華民国の立場を支持して、日本政府を非難した。このことが、一九三三年（昭和八年）に日本が国際連盟から脱退する主な原因となることは広く知られる通りである。

満州事変と満州国の成立により、旧満州地域に住んでいた朝鮮人は一三年五ヵ月の間、満州国の支配下に置かれることになるが、本稿は、多民族国家である満州国の民族指導の理念、朝鮮人指導の方策、指導機関などについて考察することを通じ、満州国時代の朝鮮人統治の実態を明らかにすることを試みるものである。

第一節　「民族協和」理論の提出と「在満朝鮮人指導方策」

一九三二年三月一日に発表された満州国の建国宣言は「凡そ新国家領土内に在りて居住するものは皆種族の岐視尊卑の分別なし。原有の漢族、満族、蒙族、朝鮮の各族を除くの外、即ち其他の国人にして雖も長久に居留を願ふ者も亦平等の待遇を享くることを得、そのまさに得べき権利を保障し、それをして絲毫も侵損あらしめず」[2]と述べ、在満朝鮮人を満州国の国民と認めると同時に漢・満・蒙・日・朝の五民族が等しく共存共栄を図っていくという、「五族協和」ないし「民族協和」を建国の理念に掲げた。

「民族協和」の理論は、張作霖爆殺、張学良政権の国民政権への傾斜、中国における民族主義の高揚に伴う排日の強化という状況を打開するために提起されたが、満州国の建国を契機に「王道政治」とともに、日本人を指導民族とする複数民族国家形成の統治理念へ転化されていったのである。満州国が統治理念として民族協和を挙げた理由について、山室信一は「国内諸民族の平等と帝国主義の圧迫から独立をめざす三民主義のうち、民族主義や民族自決主義

Hosei University Repository

に対抗的に形成されたという側面を持ち、これにより反日・排日の根幹となっている民族意識を暗消せしめる意図がこめられていた。」と指摘している。[3] 中華民国成立以後、「民族平等」はすでに複合民族国家中国における国家統治の基軸、目標になっていたことから、満州国の「五族協和」は辛亥革命を成し遂げた後、共和体制の確立を目指すために孫文が唱えた「漢・満・蒙・回・蔵五族代表による五族共和」というスローガンを意識して作られたものであると考えられる。

それでは、「五族協和」、「民族協和」における在満朝鮮人統治はいかなるものであり、在満朝鮮人統治は満州国統治に、そして、「民族協和」政策の展開にどのような影響をあたえたのだろうか。統治方針と統治機構の変遷に注目しながら、日本の在満朝鮮人統治の実態、本質を探ることにしよう。

「満州に於ける朝鮮人指導方策」

一九三三年一二月、関東軍司令部は「満州に於ける朝鮮人指導方策」[4]を制定し、在満朝鮮人の統制を図るようになる。この方策は、在満朝鮮人の統治理念として「満州国に於ける民族協和の精神に合致する如く指導する」を揚げ、「民族協和」を重視する方針を明らかにすると同時に、在満朝鮮人統治における「民族協和」の重要性を強調していた。ここには、朝鮮人を満州国の国民として位置づけた関東軍の意図が表れていたのである。

具体的な措置として、関東軍はまず「在満日本最高統治機関は関係諸機関（満州国を含む）と連繋」して在満朝鮮人を指導、統制し、さらに「適当なる宗教の普及、言論機関の指導などに依り思想の善導を図り、特に有職階級者の指導に努め、且つ排日共産主義思想の取締を励行する」ことを挙げていた。[5]

Hosei University Repository

統治機関としては、在満朝鮮人の統治機関を統一するため、関東軍が関係諸機関、満州国と連携し、満州における朝鮮人の指導を統制する方策を採る。関係機関である関東庁、在満日本大使館、領事館、総督府及び満鉄などは当分の間これまでのような業務に当り、かつ、必要に応じて兼務者を設け、相互の連絡を容易にすることを図ったのである。

「各統治機構は、当分の間、これまでのような業務にあたる」という方針は「日韓合併」後の在満朝鮮人を「日本の臣民としての朝鮮人」と見なす統治を堅持することを意味する。朝鮮人を満州国の国民として位置づけることを想定しながらも、従来の統治をそのまま続けなければならなかった理由は、当時、極めて悪化していた治安、抗日運動の高揚という局面の打破に精一杯であった関東軍が、「国民形成」という課題に注目する余裕がなかったためであろう。つまり、この時の関東軍は、在満朝鮮人を満州国民とする意図はあったものの、それを実行するために割くべき実力のない、「有心無力」の状態にあったのである。

そして、関東軍は、朝鮮人の統制を容易にするために朝鮮人の集団化を求め、「統制アル集団」の下に定着させようとした。つまり、「朝鮮人民会連合会」を組織し、それらを連絡機関とし、各地の朝鮮人の統制を容易にしようとしたのである。

満州事変後、在満朝鮮人と中国人の間で、小作、水路問題などを巡って対立が悪化し続ける状況を背景に、在満朝鮮人による自治運動が高揚していた。新国家の創立をきっかけに、政治への影響を強化し、朝鮮民族の生存権の確保と地位の向上を図ろうとする朝鮮人の自治運動は、抗日運動が激しく展開されている状況下では、抗日勢力と繋がる危険性を内包していたため、「満州に於ける朝鮮人指導方策」において、日本は政治的、治安的な観点から危機感をもって、朝鮮人団体（民会連合会）を強化し、朝鮮人の懐柔、統制を図ったのである。

Hosei University Repository

全満朝鮮人民会連合会の設立

全満朝鮮人民会連合会（以下、「連合会」と略する）は「各民会共通の事項及在満朝鮮人の向上発展に関する事項を研究審議し之が実行を図る」[6]ことを目的として組織され、初代会長として奉天居留民会会長長野多内が就任する。彼は連合会設立から解散直前である一九三六年一二月まで会長を務めたが、連合会の会長に日本人が就任したのは、朝鮮人の団体である連合会の活動を統制するためであっただろう。事実上、連合会は在満朝鮮人統治の末端統治機関の役割を果たしていたのである。

連合会の組織は満州各地朝鮮人民会、朝鮮人会、朝鮮人居留民会及び朝鮮人加盟の日本人居留会をもって構成し、財政は主に外務省からの補助金によって経営されていた（一九三六年には二万九七五〇円であった）。連合会の加盟民会数は設立当時の一三ヵ所から、一九三七年一一月には一二五ヵ所まで増加する。各地に設立された民会の性格や事業を統一させ、連合会に統合するとともに、民会会員の利益の拡大と在満朝鮮人の生活の安定させる目的をもって、連合会は機関紙として会報も発行した。

そして、連合会は年に一回定期総会を開き、連合会や各民会から出された議案を審議し、決定した案件を関係機関に建議し、その一部を実行させていた。七回にわたる総会の会議記録を見る限り、連合会は朝鮮人学校組合を組織するなど在満朝鮮人教育を特に重視していたことがわかる。連合会の総会では「在満朝鮮人教育ニ関スル件」（第五回総会）、「全満朝鮮人初等教育統制に関する件」、「中等教育機関設置の件」、「卒業生指導学校及産業指導部落設定の件」（第六回総会）など、在満朝鮮人教育の具体策について議論が行なわれ、意見が纏まると連合会の決議として積極的

Hosei University Repository

に実行していったのである。[7]

教育政策の他に連合会は「産業第一主義運動」にも力を入れていた。一九三三年三月、連合会は総督府より農業奨励費の補助を受け、製縄機二八台と叺織機二三二台を購入し、翌年にも八〇〇台を購入し、各民会に貸与した。産業統制を通じて民会や在満朝鮮人を管理・統制を図るためであったと思われる。[8]

このように連合会は教育と副業の奨励などの生活安定策を通じて在満朝鮮人を懐柔しながら、総会の開催と会報の発行を通じて民会と朝鮮人を統合し、朝鮮人の自治の要求を抑制した。あくまで連合会は生活の安定を目標として設置したものであり、「政治結社の気分」、「地方自治行政機関」化や「政治運動」は日本にとって許されるものではなかった。[9]

総じて言えば、満州国成立後、治安の不安定と在満朝鮮人自治運動の高揚を背景に日本は「満州に於ける朝鮮人指導方策」を制定し、約三年間、在満朝鮮人を「日本臣民としての朝鮮人」と見なす従来の政策を展開し続けた。この時期は本格的に「民族協和」を展開するための準備段階でもあったのである。統治機構に関しては、「各統治機構は、当分の間、これまでのような業務にあたる」原則を取る同時に「全満朝鮮人民会連合会」を末端統治機構として新設した。満州国は不十分ながら、在満朝鮮人の統治基準と原則を持つようになったのである。

第二節　「在満朝鮮人指導要綱」と朝鮮人民会の解散

治安の回復と満州国国家機構の整備、治外法権の撤廃に伴って、一九三六年八月五日、関東軍司令部は「在満朝鮮

Hosei University Repository

人指導要綱」を制定し、在満朝鮮人に関する基本方針を改め、新たな在満朝鮮人に関する基本方針を確立した。[10] 今回の指導方針には在満朝鮮人を満州国国民に帰属させようとする意図が現れており、これによって、「民族協和」の優先、すなわち、在満朝鮮人を「満州国国民」と見なす政策が推し進められることを意味した。

治外法権の撤廃は「満州国」建国以来、「独立国家」としての満州国を強調し、満州国の「対外的信用」を高め、さらに建国理念としての「民族協和」、つまり複数民族国家における民族の統合を強化する目的をもって実施されたが、治外法権の撤廃は在満朝鮮人統治に大きな影響を及ぼしたと思われる。満州国における治外法権の撤廃は一九三六年六月、一一月、二回にわたって行われ、満州における日本の全ての治外法権は最終的に撤廃される。[11]

「在満朝鮮人指導要綱」において、関東軍はまず「満州国ノ重要ナル構成分子タルコトヲ真ニ自覚セシメ」、「満州国民タル義務ヲ履行シ、満州国ノ発展ニ貢献シ、他民族ト融和ヲ図リ」、「均等ノ条件」の下で発展するように指導することを明らかにした。そして、具体的な指導方針として、次のような内容を定めた。[12]

第一に「民族協和」の精神を覚醒、振興することの必要性を指摘した。また、満州国への義務履行の観念および労働精神の伸長に努めるために、「核心的指導階級」を養成し、「民族協和」を徹底させると同時に満州国への動員のためには、「現存民衆団体ハ其性格ニ応ジ満州帝国協和会ニ統合スル」と決めた。

第二に「在満朝鮮人に対する朝鮮総督府の権限は治外法権撤廃に伴って満州国に移行し、朝鮮総督府の施政は関東軍司令官兼全権大使を通じて満州国政府が実施する」とした。

第三に、旧東北政権時代の「暴政」に対する「反動的観念」と「一部ノ誤レル優越感」を抑制し、「民族協和」の建国精神を徹底するとともに、他民族との融和を図り他民族と同等の処遇を受けさせることの重要性を強調した。

Hosei University Repository

第四に、在満朝鮮人を満州国国内の治安維持に任じ、かつ「漸ヲ遂イテ国防ノ任務ヲ負担」させることを明確にした。

このように、治外法権撤廃に取り組んでいた当時の関東軍の在満朝鮮人に対する方針は、在満朝鮮人に対して真に満州国民となる意識を徹底させ、その政策に服属して満州国の発展に貢献させるように指導するというものであった。つまり、在満朝鮮人を満州国に帰属させることを目指していたのであり、在満朝鮮人を満州国の国民と見なし、その構成員として満州国への義務を遂行させるとともに、将来の戦争へ動員することを志向していたのであった[13]。在満朝鮮人統治は「満州に於ける朝鮮人指導方策」に基づく準備段階より「在満朝鮮人指導要綱」に則する国民創出時期に入り、指導内容は大きな変化を見せるようになる。

朝鮮人民会の解散

「在満朝鮮人指導要綱」の公布と施行は、在満朝鮮人統治機構の改編を促した。関東軍が在満朝鮮人を多民族の満州国へと統合することを図るとともに、「平等・共存共栄」をいっそう強調するために、また、在満朝鮮人及び日本人を含む多民族を満州国の支配体制の枠に取り込むために実行された施策の一つが、朝鮮人民会、連合会の解散であった。連合会、朝鮮人民会組織を「王道政治」と「民族協和」の思想を在満諸民族に浸透させ、被支配民族を満州国に統合するために作られた団体である協和会に統合させるようになったのである。これは、在満朝鮮人の末端統治機関が朝鮮人民会連合会から満州国協和会に変更したことを意味する。

そもそも、朝鮮人民会は満州国側の統制が及ばない朝鮮総督府の末端行政機関として活動しており、しかも、治安

Hosei University Repository

の不安定さなどの理由から、満州国地方行政当局による在満朝鮮人に対する支配が不徹底であったため、満州国の朝鮮人と中国人は行政上「同一部落に居住しても満・鮮人によって各々異なった行政区域に属され、満人は満人、鮮人は鮮人で各々村長を擁するどころか、村の名称も異なってくる」という朝鮮総督府と満州国側の行政上の不和が現れることになったのである。[14] しかも、領事館、朝鮮総督府派遣室などの監督機関が整備されている間島省において、日本と満州国の二元行政の対立は特に目立つものとして現れた。そして、「朝鮮人のみが個別の社会圏に閉じこもり五族協和の空気は乏しく」、「民族協和」による統合に程遠い在満朝鮮人を囲む政治状況は関東軍、満州国の不満を引き出していたのである。そのために、関東軍と満州国は治外法権撤廃をきっかけに、朝鮮人民会を解散して在満朝鮮人に対する地方支配を強化し、確立することに力を入れ、状況の改善を図った。

結果的に、満州国の統制を受けず、満州国の地方行政機構とは独立した活動をしていた朝鮮人民会は満州国行政機関に吸収され、朝鮮人民会の職員は満州国地方行政機構に引き継がれ、再編されるようになる。朝鮮人民会の解散に伴い、民会の経営していた金融部などは満州国の金融合作社法の適用を受けるなど、諸団体の中心人物が満州国の行政機構に編入されることによって、日本や朝鮮総督府に従属していた在満朝鮮人有力者が満州国の行政機構に従属するようになり、朝鮮人社会は新たな局面を迎えた。[15] 朝鮮人民会が解散し、その機能及び一部の組織が満州国の行政機構に吸収された後、残された組織は協和会の朝鮮人分会として再編される。朝鮮人民会の協和会朝鮮人分会への再編にともない、協和会の朝鮮人会員数も増加していった。[16] しかしながら、間島地方のように朝鮮人の人口が多い地域を除けば、協和会の分会はただの中国人（漢族・満族）の分会に過ぎなかった。たとえば、撫順においては、各農村に散在している朝鮮人が二〇〇〇戸に達するにもかかわらず、協和会の工作が中国人を重視していたため、朝鮮人は協

Hosei University Repository

和会の存在すら知らない状態であった。[17]

治外法権の撤廃にともなって、関東軍は在満朝鮮人に「民族協和」を浸透させ、満州国への統合を図るために、「在満朝鮮人指導要綱」を頒布し、在満朝鮮人を協和会に再編したのである。一方、在満朝鮮人は治外法権撤廃によって従来のような総督府、外務省の保護が期待できなくなった不安から、各民族の「平等・共存共栄」を趣旨とする「民族協和」の実現を目的として協和会に参加した。在満朝鮮人社会は新たな局面を迎え、満州国の国民として、満州国の「民族協和」の理念の統制下に編入されるようになる。

第三節　在満朝鮮人統治方針の変容と「内鮮一体」

在満朝鮮人を「満州国国民」とする指導方針を決めてからわずか一年後に、日中戦争が勃発した。戦争が拡大するにつれ、「満州国」は日本の総力戦体制にしたがって、戦時総動員体制への移行を急速に推進していく。その際、「満州国」の各民族は「平等・共栄共存」という民族協和のイデオロギーの下で、植民地朝鮮においては「内鮮一体」という統治理念の下で戦争動員が行われ、戦時統制が進められていくが、この状況が、「民族協和」という在満朝鮮人指導方針の中身に大きな変化をもたらすようになる。結果的にいうと、これまで満州国の一員として「民族協和の実践」を通じて皇国臣民に組み込むという方針は、皇国臣民として「内鮮一体」の具現、つまり、皇民化政策を完全に実行することが「善良なる満州国人民である」という方針に変更され、在満朝鮮人を「完全なる日本人」と見なす政策が展開されるようになったのである。

Hosei University Repository

それでは「内鮮一体」はどんなものであったのだろうか。朝鮮人に「内鮮一体」の理念を宣伝して回った朝鮮総督府警務局課長古川兼秀によると「内鮮一体の本義は朝鮮同胞をして名実ともに完全に忠良なる皇国臣民とせしむるということであり、朝鮮人の側から言えば真の日本人になる」ということであった。[18]「内鮮一体」は朝鮮人が一方的に日本人になること、つまり、朝鮮民族がこの世から無くなる皇国臣民化、民族同化以外の何ものでもなかったのである。

日中戦争の拡大に対応し、時局対策に関する諸事項の調査審議を目的として創立された朝鮮総督府の時局対策調査会は、一九三八年八月に「内鮮一体ノ強化ニ関スル件」は「朝鮮内ニ於テ之（筆者註、内鮮一体）ヲ実現スベキ無論ナルモ、内地、満州、支那其ノ他朝鮮人ノ在住スル地方ニテハ何レモ本趣旨ニ基キ実施シ、以テ完全ナル効果ヲ挙ゲル様、適当措置スルノ要アリ認ム」[19]とし、内鮮一体を朝鮮以外にも拡大することを決めるとともに、積極的に日本政府に働きかけ始める。

朝鮮総督府が在満朝鮮人に対して、朝鮮総督府の統治権を確保し「内鮮一体」を適用することを主張した一番重要な理由は、在満朝鮮人も戦争総動員制度に組入れることによって朝鮮内の朝鮮人に対する動員政策の効果を極大化するとともに、朝鮮内において戦争動員政策や皇民化政策に不満を抱いていた朝鮮人が満州に逃げるのを防ぐことを挙げていた。[20]

このような朝鮮総督府の政策提言と要求を受け入れ、一九三八年一〇月一二日、近衛外務大臣は各大使館、領事館に対して、満州、支那、蒙古は勿論、その他諸外国に在留する朝鮮人に対しても内鮮一体の方針を適用する「在満朝鮮人の指導方に関する件」をいう通牒を発することになる。その一部は、次のとおりである。[21]

Hosei University Repository

帝国朝鮮人ニ対スル根本方針ハ、明治四十三年韓国併合ノ皇謨、並ニ大正八年煥発セラレタル詔書ニ顕示セラレタル一視同仁ノ聖旨ヲ奉体シ、新附ノ同胞ヲシテ普ク昭々タル皇化ニ浴セシメ、真ニ皇国臣民トシテ陛下ノ赤子タルノ本領ヲ竭サシメ、内鮮一体同心一家ノ境地ヲ具現セシムルニ在ルコトハ、既ニ御承知ノ通ナル処、海外在留朝鮮人中ニハ、動モスレバ昔日ノ朝鮮ヲ以テ現在ヲ律シ、今尚朝鮮統治ノ実相ヲ悉知セズ、皇国臣民トシテ自覚乏シキモノ少ナカラズ。・・・如斯我方ノ満州国育成ニ関連シ、或ハ日支時局ノ進展ニ伴ヒ、今後ニ於ケル帝国ノ大陸政策遂行上、其ノ影響スル処、少ナカラザル次第ナリ。

関東軍及び満州国は困惑を極めた心情をもって近衛外務大臣の通牒を受け取ったということは言うまでもない。それ以降、「第二次鮮満協定」が締結されるまで、満州国、関東軍の在満朝鮮人統治は明確な理論と方策の指導がないまま展開され、極めて混沌な状況が続いた。

一九四二年八月、朝鮮総督府と満州国との間で「第二次鮮満協定」が締結され、満州国は基本的に「内鮮一体」を「民族協和」より優先するものとして位置づける方針を受け入れるようになるが[22]、朝鮮総督府の関東軍に対する積極的な工作と交渉が効果を挙げたと言っても過言ではないだろう。朝鮮総督府は「第二次満鮮協定」において、「日本ノ国籍ヲ有スル在満鮮人ハ皇国臣民タル本質ヲ基礎トシテ善良ナル満州国人民タル」、また、「満州国ニ於テハ内朝一体ノ朝鮮統治ノ根本方針ヲ尊重シ、之ニ全幅ノ協力ヲナスト同時ニ、朝鮮側ニ於テハ満州国ノ一徳一心ノ建国精神、民族協和ノ指導セイシンヲ尊重シテ、之ニ全幅協力ヲナストコロ、日本ノ国籍ヲ有スル在満朝鮮人ハ皇国臣民タル本質ヲ基礎ヲシテ善良ナル満州国国民タル教養ヲナスモノトスル」[23]という内容を条約として明記することで、在満朝鮮

Hosei University Repository

人に対し、「内鮮一体」を「民族協和」より優先する政策を確認させ、満州国、関東軍側に自らの政策提言、要求を受け入れさせたのである。

満州国の在満朝鮮人政策の変更を背景に、「民族協和」と戦争動員の実践機関であり、在満朝鮮人の統制機関でもある協和会も、在満朝鮮人「皇国臣民の意識を高揚」し、「忠良な日本人としての練成」を強化する方針への変更を余儀なくさせられた。一九四二年六月、三宅協和会本部長らは国民総力朝鮮連盟と「鮮系指導方針」を協議、また提携を強化するために朝鮮を訪問し、一定の合意に達する。[24] その後、協和会中央本部は一九四三年度の在満朝鮮人指導方針として、「日満不可分関係における一徳一心、内鮮一体の指導精神を基調とし皇国臣民たる本質の下に忠良なる満州国人民として進んで他の民族と協和しつつ其の負荷される責務の遂行に遺憾なからしむる如く指導する」と発表するにいたる。[25] これによって、協和会の在満朝鮮人指導方針である「民族協和」が、戦争の拡大とともに、「在満朝鮮人皇民化」政策の遂行の役割も果たすようになったのである。

しかし、われわれがここで特に注目しなければならないのは、協和会の在満朝鮮人指導の実施経過と方式である。「民族協和」との矛盾を隠すために、協和会は在満朝鮮人の皇民化指導を目標とする特別指導機関を設置せず、協和会会務機構中に吸収し、「在満朝鮮人」に対する「内鮮一体」を協和運動の枠に組入れて、展開した。協和会が「皇民化」という名称は使用せず、「協和会運動の一内容」として展開し、日本語の常用普及、神社参拝、徴兵制度の趣旨徹底などの具体的実践事項を協和運動として行なうことを図った。[26]「在満朝鮮人指導要綱」の効力がなくなり、在満朝鮮人統治方針に大きな転換があったにも関わらず、在満朝鮮人統治は依然として関東軍の統括下、満州国協和会が担当していたのである。このように、在満朝鮮人の末端統治機構である協和会によって展開された「内鮮一体」は

Hosei University Repository

朝鮮半島で展開される「内鮮一体」とはかなり違う「民族協和」に含まれた異質なもの、つまり、「民族協和」の一部としての「内鮮一体」として展開されるようになる。

互いに異なる理念である「内鮮一体」を「民族協和」に包括したまま政策を展開することは簡単なことではなく、かえって、方針の混沌を招来する恐れを大いに含んでいたのである。石田首都協議委員らは「内鮮一体」と「民族協和」は「八紘一字」の理論に「淵源」し、「つきつめて言えば同じ所に帰着」するが、「現在の時局下に於て国民精神の統一をはかるべき時に根本趣旨は同じでも、其の現はれる所が異なるには大いに支障があり」、「それを受け入れる鮮系は大いに迷う」ので、協和会中央本部もその指導方針を統一するように要請し、「内鮮一体」を内包する「民族協和」政策に憂慮を表していた[27]。

理論的には、在満朝鮮人に対する「内鮮一体」の適用は明らかに、治外法権撤廃以後いっそう強調されてきた「民族協和」との矛盾をはらんでいた。つまり、満州国の五族協和の一民族としての朝鮮人に対する皇民化と、「日・朝・満・蒙」各民族の「平等・共存共栄」は大きな矛盾を抱えるものであったのである。

しかしながら、「民族協和」と「内鮮一体」がどれほど葛藤を生じていても、日中戦争という時局の下では、満州国と関東軍にとって、朝鮮人に「満鮮一体」を適用することは受け入れなければならないものであった。

このような矛盾を抱えたまま、大東亜戦争の開始を迎えた「民族協和」は建国当初とかなり違う概念で解釈され、理解されるようになる。一九四二年九月三〇日から開かれた連合協議会において、議案「鮮系皇民化運動に就て[28]」が提出され、協議が行なわれたが、会議は協和会内部において「朝鮮の内鮮真一体と我々の協和運動との指導精神は必ずしも合致しえないと考える向きも無くはない」と内部思想の混沌を承認した上、「真の皇国臣民」であることは

Hosei University Repository

「満州国の真の臣民」であることに帰するので「内鮮一体」と「民族協和」は矛盾するものではなく、指導理念については何らの疑いもないと解釈したのである。[29] 結果が同じであるといって、結果達成のために用いる異なる方法と手段の間に矛盾が存在しないという解釈はあまりにも理屈が通じないものであった。

そして、一九四三年九月二九日に新京で開かれた「内鮮満華連絡強化懇談会」において、協和会の代表として出席した高橋勝治は「満州国は、日本国体の大陸顕現の第一歩である。其の国民構成の問題は実質的には皇民化問題である。このことは鮮系に止まらず、国民全体の問題であり、従って満州国に於ては、鮮系のみの皇民化運動はあり得ない。国民全部を対象とする協和運動あるのみである。・・・忠誠なる満州国国民たる事と、忠良なる日本臣民たることとは、二にして一、一にして二、実質的には一元でなければならない。満州国国民は即皇国臣民化でなければならない」と述べ、皇国臣民化を、在満朝鮮人に対することだけではなく満州国の他の民族へも拡大する意図を表した。これは、「内鮮一体」のような皇民化、同化政策が満州でも行われる可能性を示した発言であった。[30]

要するに、関東軍は治安の不安定などの原因により一時期は在満朝鮮人を「日本の臣民としての朝鮮人」と見なす政策を、日中戦争の拡大につれて在満朝鮮人を「完全なる日本人」と見なす「内鮮一体」の政策を取らざるを得なかったが、在満朝鮮人を「満州国国民」と見なし、「民族協和」の統制下に置こうする関東軍の意志は一貫したものであり、変更がなかったのである。結局、時局の流れは関東軍の思いどおり行かなかったどころか、かえって、満州国の「民族協和」理念に変化をもたらすようになる。満州国の「民族協和」は現実から離れて、無実な内容をもって混沌を極めた暴走をし、皇民化は日本の支配下にいるすべての民族、人々にまで無限に拡大していく。

Hosei University Repository

第四節　在満朝鮮人にとっての「民族協和」

我々は在満朝鮮人の統治方針と統治機構の変遷に注目しながら、日本の在満朝鮮人統治について、政策面から考察を行なってきた。それでは、現実（生活面）において在満朝鮮人統治はどのように展開され、在満朝鮮人にとって「民族協和」はどのようなものであったのだろうか。日本統治下にあった満州国の「民族協和」の一面、そして、民族統治の実態についていくらか触れることにする。

事実上、日本人が唱える民族協和とは「協とは協助、和とは大和」のこと、即ち、民族協和とは「大和民族の中国侵略を協助すること」[31]であると在満朝鮮人を含む満州在住の人々は揶揄され言われていた。理論上優れた内容を有し、一時軍閥の圧迫を受けてきた在満の各民族の人々に希望と幻想まで与えた「民族協和」が、どうして「大和民族の中国侵略を協助すること」と理解されることになったのだろうか。

それでは、人々の生活の質はもちろん、生活状況までよく表すことができる「食（ご飯）」に関する満州国の政策を見てみよう。

満州国が成立した後、関東軍と満州国側は、一等には日本人、二等には朝鮮人、三等には満・漢族と区別し、配給の食糧も日本人には白米、朝鮮人には白米と高粱半分ずつ、中国人には高粱と分け、給料にも差をつける政策を展開していた。[32]同じ宴会に参加し、同じテーブルを囲んで食事をする時、日本人には白いご飯、朝鮮人・中国人（満・漢族）には高粱が出てきたのである。

Hosei University Repository

日常茶飯という言葉があるように、「食（ご飯）」は人々の生活にもっとも近い存在であり、これといって目立つものがないだろう。しかしながら、「民族協和」の満州国において飯によって日常的に目に見える民族差別が行なわれていたのである。

「食（ご飯）」における民族差別は学生を例外とするものではなかった。満州国陸軍軍官学校は建国大学と並んで満州国の武・文の最高学府であり、民族協和の国家を担うエリート養成所だと見なされていた学校である。カリキュラム、教材は同じであったが、生活の待遇において日本人と朝鮮人、中国人の間には「雲泥の差」ともいえるものがあった。日本人生徒は主食として米飯、おかずは栄養豊富なものを食べていたが、中国人生徒は高粱だけであったことは無論、日本人生徒は制服、寝具その他の生活用品も新品を使っていたが、朝鮮人・中国人は全部古いものであった。これに対し、満州国の最高学府である建国大学では、日系学生の主唱で初めから全学生平等の米・高粱の混食であったという。[33] また、こうした措置を取った学校についての新聞記事も少なくない。しかし、それが新聞記事になるということは食事の差別が一般的であったことを逆に証拠立てるものであろう。そして、在満朝鮮人に「内鮮一体」が実施され、「創氏改名」が行なわれた後にも、満州国は戦時物資の不足のため、鮮系を依然として朝鮮人と扱い、物質配給記入カードには旧朝鮮名を記入することを要求するとともに、物資の配給量は日本人に比べ、少ないものにしていた。[34]

「食」に関する民族格差が大きかっただけでなく、給料の格差も大きかった。同じ仕事をしていても、表1のように、朝鮮人は日本人の約半分、中国人は日本人の三分の一しか得られなかった。在満朝鮮人に「内鮮一体」が実施された後にも、「完全なる日本人」になったはずの在満朝鮮人の給料には変化が現れることがなかったのである。

Hosei University Repository

表１　満州における民族別賃金格差―1937年４月の工場労働者賃金／日
（単位：円）

	日本男子	朝鮮男子	中国男子	日本女子	朝鮮女子	中国女子
各産業総平均	2.56	1.29	0.77	1.25	0.56	0.40

出典：満鉄調査部『満州経済提要』1938年４月　鄭雅英『中国朝鮮族の民族関係』（アジア政経学会、1998年）100頁。

ここにおいて、特に指摘しておきたいことは、まさに満州国における在満朝鮮人の被圧迫の窮境である。国家側の統制政策が日韓合併後の従来のものにしろ、「民族協和」にしろ、「内鮮一体」にしろ、貧困であり、抑圧を受ける在満朝鮮人の地位は変わることがなかったのである。

確かに、在満朝鮮人は漢・満民族よりは上の二等民族であった。しかし、民族等級制度は日本側の民族離間政策と密接的な関連があるものであり、在満朝鮮人にとっては満州国人口の多数を占める漢・満民族を敵に回す危機を内包しているものであった。

国務総理大臣秘書を務めていたことがある王子衡が、同室の松本益雄（国務総理の日本人秘書）の「服務須知」をみて書き留めたというメモには「朝鮮民族と漢民族の間は疎遠にさせるべきで、親密にさせるべきではない」と書かれており、関東軍憲兵隊の定めた「対満戦時特別対策」（『日本憲兵外史』一九八三年）には「複合民族相互間の反目、離間政策と相互利用」が任務の一つとしてあげられたという。[35]「民族協和」どころか民族間の反目、離間をはかることを統治手段とみていたことが分かる。

塚瀬進は「日本は五族協和を満州国の建国精神としてあげたが、それは対漢人、蒙古人といった方向で行なわれており、漢人と朝鮮人の協和をどのように進めるのかという方向性は存在しなかった。つまり、日本人を中核とする民族協和を試みたに過ぎず、より広範な民族協和の推進は政策的には行なわれていなかった」と述べながら、「当時、日本側は他の民族

Hosei University Repository

間の協和を日本に対する脅威として受け止めていた」と指摘した[36]。

民族等級制度と民族離間政策が実行された結果、朝中両民族の関係は最悪の事態に至る。一九三四年一月から六月までの半年だけで、中国人対朝鮮人の紛争は五五一件も発生し、日本の敗戦直後、満州では中国人による朝鮮人虐殺事件まで引き起こされるようになる[37]。主要民族を敵に回した在満朝鮮人は安定した生活を送るはずがなかったのである。

要するに、「民族協和」は従来の日本国及び日本国臣民の権益、利益を保全し、日本人を指導民族とすることを前提としていただけではなく、生活において、日本人が絶対的な優位に立つという意図で展開され、「民族協和」はただの植民地統治を美化する口実に過ぎなかったのである。そのため、在満朝鮮人を含む在満の各民族の人々は、民族協和とは民族差別を伴う「大和民族の中国侵略を協助する」理念であると受け取っていた。そして、在満朝鮮人にとって、満州国が「民族協和」をもって在満朝鮮人指導に臨んでも、「内鮮一体」をもって統制を行なっても、貧困であり、抑圧を受ける在満朝鮮人の地位は変わることがなかったのである。

終わりに

複合民族国家満州国での歴史的体験は、日本人が初めて大規模に関わった人種、言語、習俗、価値観の異なる人々と多民族社会の形成する試みであった。在満朝鮮人も複合民族国家の一構成民族として見なされ、「民族協和」という統治理念の指導下に置かれたのである。しかしながら、そこで現実に行なわれたことは、異質なもの同士の共存で

Hosei University Repository

はなく抑圧であり、同質性への服従をもって「民族協和」を達成させようとする政策であり、日本人が政治・経済領域だけではなく、生活面において絶対的優位に立つ政策であった。

日本敗戦直後の一九四五年八月一七日、満州国建国大学助教授西元宗助のもとに朝鮮人の学生が別れの挨拶のために訪ねてきて、次のように語った[38]。

先生はご存知ではなかったでしょうが、済州島出身の一、二の者を除いて、われわれ建大（建国大学）の朝鮮系学生のほとんどが朝鮮民族独立運動の結社にはいっておりました。・・・しかし、先生、朝鮮が日本の隷属から開放され、独立してはじめて、韓日ははじめて眞に提携ができるのです。私は祖国の独立と再建のために朝鮮に帰ります。

確かに、満州国統治を支える棟梁の材を造成する満州国最高学府であった建国大学が、その内部で満州国の崩壊と日本の敗退を望む反日的な学生を生み出したことは、建国大学の教育の失敗ともいえるかもしれない。しかしながら、朝鮮人学生の言葉こそ真に民族協和という建国精神の真髄を体得し、身をもって実践していたものといえるのではないだろうか。

総じて言えば、一三年五ヵ月の満州国時代に行なわれた「民族協和」は失敗に終った。そして、「民族協和」理念下で行なわれた朝鮮人の指導も失敗的なものであった。満州国と関東軍は在満朝鮮人を「日本臣民としての朝鮮人」から「満州国国民としての朝鮮人」、そして、「日本人」と見なし、「民族協和」という理念の下で政策を展開した。このような朝鮮人に対する指導方針は絶えず不安定なものであり、敗戦にいたるまで混沌を極めていたのである。

Hosei University Repository

註

(1) 満州国、満州などにはカッコをすべきが、便宜上省略することにする。
(2) 小林龍夫他編『現代史資料（11）続・満州事変』（みすず書房、一九六五年）五二五頁。
(3) 山室信一『キメラ―満洲国の肖像』（中公公論社、一九九三年）一三一頁。
(4) 満州帝国協和会中央本部調査部編『国内における鮮系国民実態』（満州帝国協和会中央本部調査部、一九四三年）九九頁。
(5) 同上、九九頁。
(6) 全満朝鮮人民会連合会『全満朝鮮人民会連合会会報』（以下『会報』と略称する）第九号、一九三三年三月、二二頁。
(7) 『会報』第一六号、一九三四年六月、五三―八九頁。
(8) 『会報』第七号、一九三三年九月、九五頁。
(9) 野口多内「開会ノ辞」『会報』第四号、一九三三年六月、二頁。
(10) 満州帝国協和会中央本部調査部、前掲書、一〇一頁。
(11) 満州国史編纂刊行会『満州国史　総論』（第一法規、一九七〇年六月）四九八頁。第一次治外法権撤廃は主に在満州朝鮮人を含む日本人の満州国における経済的地位に関する内容が含まれた。
(12) 同上、一〇〇―一〇一頁。呂秀一『在満朝鮮人の国籍問題をめぐる日中外交政策の研究』（広島大学、二〇〇七年）二一五頁。
(13) アジア歴史資料センター　REF：C01003187700　昭和一一年八月一日付関東軍参謀長板垣征四郎より陸軍次官梅津美治郎宛電報「朝鮮人の指導取締に関する件」。
(14) 臨時産業調査局『康徳三年度　吉林省延吉県農村実態調査一般調査報告書』、一九三六年、四頁。
(15) 満州帝国協和会中央本部『協和運動』第三巻、第一二号、一九四一年、一二三頁。
(16) 満州帝国協和会編『満州定刻今日若い組織絵沿革史』一九四〇年一〇月、一三〇頁。一九三九年の間島の協和会の朝鮮人会員は一九、三四八人で同年の朝鮮人会員数の四〇％を占めていたが、一九四〇年には四六、二六四人で五三％を占めるようになる。朝鮮人全会員が一九三九年三月から一九四〇年一〇月まで三八、五七五人増加したが、そのうち間島省だけで二六、九一六人が増加し、増加分の七〇％を占めるようになる。間島省の朝鮮人人口が全満朝鮮人人口の多くを占めているといっても、会員の増加数は目立つものであると考えざるを得ない。これは、間島省において朝鮮人が多く住んでいることと、間島省協和会では朝鮮人会員がその主導権を握って運営されていたからである。

Hosei University Repository

(17)『満鮮日報』一九四〇年四月一二日付。
(18)国民総力朝鮮聯盟防衛指揮部『内鮮一体の理念其の具現方策要綱』（国民総力朝鮮聯盟防衛指揮部、一九四一年六月）一―八頁。
(19)田中隆一「対立と統合の『満鮮』関係―『内鮮一体』・『五族協和』・『鮮満一如』の諸相」（『ヒストリア』一五三号、大阪歴史学会）一九九六年、一一〇頁。
(20)同上、一二七頁。
(21)アジア歴史資料センター　REF：B05016159900、「在外朝鮮人ノ指導方ニ関スル件」「参考資料関係雑件　第六巻」。
(22)『満鮮日報』一九四二年六月三日・一八日付。
(23)満州帝国協和会中央本部調査部、前掲書、一一四頁。
(24)『満鮮日報』一九四二年六月三日付。
(25)満州帝国協和会中央本部調査部、前掲書、五九頁。
(26)『満鮮日報』一九四二年一〇月三日付。申奎燮『帝国日本の民族政策と在満朝鮮』（東京都立大学、二〇〇二年）一七二頁。
(27)満州帝国協和会『康徳九年度教育連動協議会記録別冊附録懇談会記録（日文）』、一九四二年、六―八頁。
(28)『満鮮日報』一九四二年一〇月三日付。
(29)『満鮮日報』一九四二年一〇月四日付。
(30)高橋勝治「内鮮満華連絡強化懇談会各書」『協和運動』第五巻、第一二号、一九四三年一二月、二六―三二頁。
(31)山室信一、前掲書、二八四頁
(32)崔範洙他『国龍江朝鮮族教育史』東北朝鮮民族教育出版社、一九九三年、五〇頁。
(33)山室信一、前掲書、二八〇頁。
(34)塚瀬進『満州国「民族協和」の実像』（吉川弘文館、一九九八年）一〇三―一〇五頁。
(35)山室信一、前掲書、二八二頁
(36)塚瀬進、前掲書、一一六頁
(37)延辺朝鮮族自治州概況編写組『延辺朝鮮族自治州概況』（延辺人民出版社、一九八四年）九〇頁
(38)山室信一、前掲書、三〇三頁。

Hosei University Repository

「満州国」における在満朝鮮人指導方針と「民族協和」

The guidance to Korean people and "Racial Harmony" in "Manchukuo"

YIN Hu

Abstract

This thesis enacted research range from the establishment of "Manchukuo" to its extinction (1932-1945). We mainly tried to clarify the realities of the guidance strategy for Korean people in "Manchukuo" period, through the consideration of the race rule idea, the rule strategy to Korean people, and the rule organization, etc. in "Manchukuo" which is a kind of multiracial nation.

"Manchukuo" was a puppet state which controlled by Japanese military (Kanto army) and in this country, the Kanto army have progressed the controlling policy under the idea "Racial Harmony", to establish the rule of "Manchukuo" and to fully control it.

On the Korean people guidance strategy, the Kanto army used the concept of "Racial Harmony", but changed their view toward Korean people as from "Korean people belongs to Japan" to "the people of Manchukuo" and "Complete Japanese after Assimilation".

This thesis especially paid attention to this kind of transformation concern to the rule policy to Korean people and the change of the rule organization. And we tried to clarify the influence of the guidance to Korean people to the "Race harmony" policy.

As a result we cleared that "Racial Harmony" that had been done in "Manchukuo" ended in the failure. Therefore, the guidance to Korean people processed under "Racial Harmony" idea could not escape from the fate of the failure. Under the situation of uplifting of anti-Japan struggle and enhancing of Japan-China war, the guidance to Korean people policy was in a state of chaos. And this situation was continued until the end of war.